

景観計画専門部会 の検討内容について

○ 策定委員会から専門部会への附議事項について

第3回策定委員会において、景観計画専門部会に対して附議された事項としては、以下の2点に留意した、景観計画の策定作業となっている。

- ・ 良好な景観形成の方針について
- ・ 生駒市の景観計画をどのように策定すればよいのかを内容までを踏み込んで議論する

○ 景観計画専門部会での議論の経過

1 景観計画の考え方について

第1回専門部会で景観計画の構成をどのようにするか議論を行った。景観計画の策定案としては次のとおり

- (1) 既計画（景観形成ガイドプラン、景観形成基本計画）を基に景観法第8条※に基づく景観計画を策定。
- (2) 既計画（景観形成ガイドプラン、景観形成基本計画）を合体させ、景観計画を盛り込む。
- (3) 時間をかけ、一から景観形成基本計画を策定し、景観計画を盛り込む。

※景観計画で定める内容は景観法第8条に示されており、以下に示すような必須事項と選択事項があります。

景観計画に定める事項

必須事項	
景観計画区域	景観計画の計画区域。都市計画区域に限らず、農地や山林を含めて良好な景観の保全・形成上必要な範囲を幅広く指定することができる。
景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	景観計画区域において、良好な景観を形成するために定める方針。課題や景観特性などを踏まえて、良好な景観形成の方向性を示す。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	良好な景観を形成するため、届出の対象となる行為（届出対象行為）について、行為の制限の基準（景観形成基準）を定めるもの。※届出対象行為については第16条で規定
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	良好な景観形成に資する重要な建造物（建築物および工作物）と樹木を指定し、積極的に保全するもの。 なお、景観法よりも厳しい規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物などは適用除外となっている。
選択事項	
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	景観を構成する大きな要素である屋外広告物について、その表示や設置に関する基準等を定めるもの。
景観重要公共施設の整備に関する事項	景観に大きな影響を与える道路、河川、都市公園等の公共施設について、周辺地域を含めた良好な景観形成を行うため、その整備に関する事項を定めるもの。
景観重要公共施設の占用等の基準	景観重要公共施設について、景観上の特性を維持、増進するために必要な占用等の許可の基準を定めるもの。
景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	農業振興地域において、各地域の魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を示すもの（景観農業振興地域整備計画の内容を記述するものではない）
自然公園法の許可の基準	景観計画区域と国立・国定公園の区域の一部が重複する場合に、国立・国定公園の特別地域等で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画において、良好な景観の形成のために必要な上乘せの許可基準を定めることができるというもの。

2 景観計画の策定案について

景観計画の構成を検討する上で、生駒市の景観がどのような規制で守られてきたかを、部会内の共通認識とする必要がある。

そのため、第2回及び第3回の専門部会において、以下の内容について改めて研修を行った。

第2回景観計画専門部会

- ・景観と都市計画の関係について

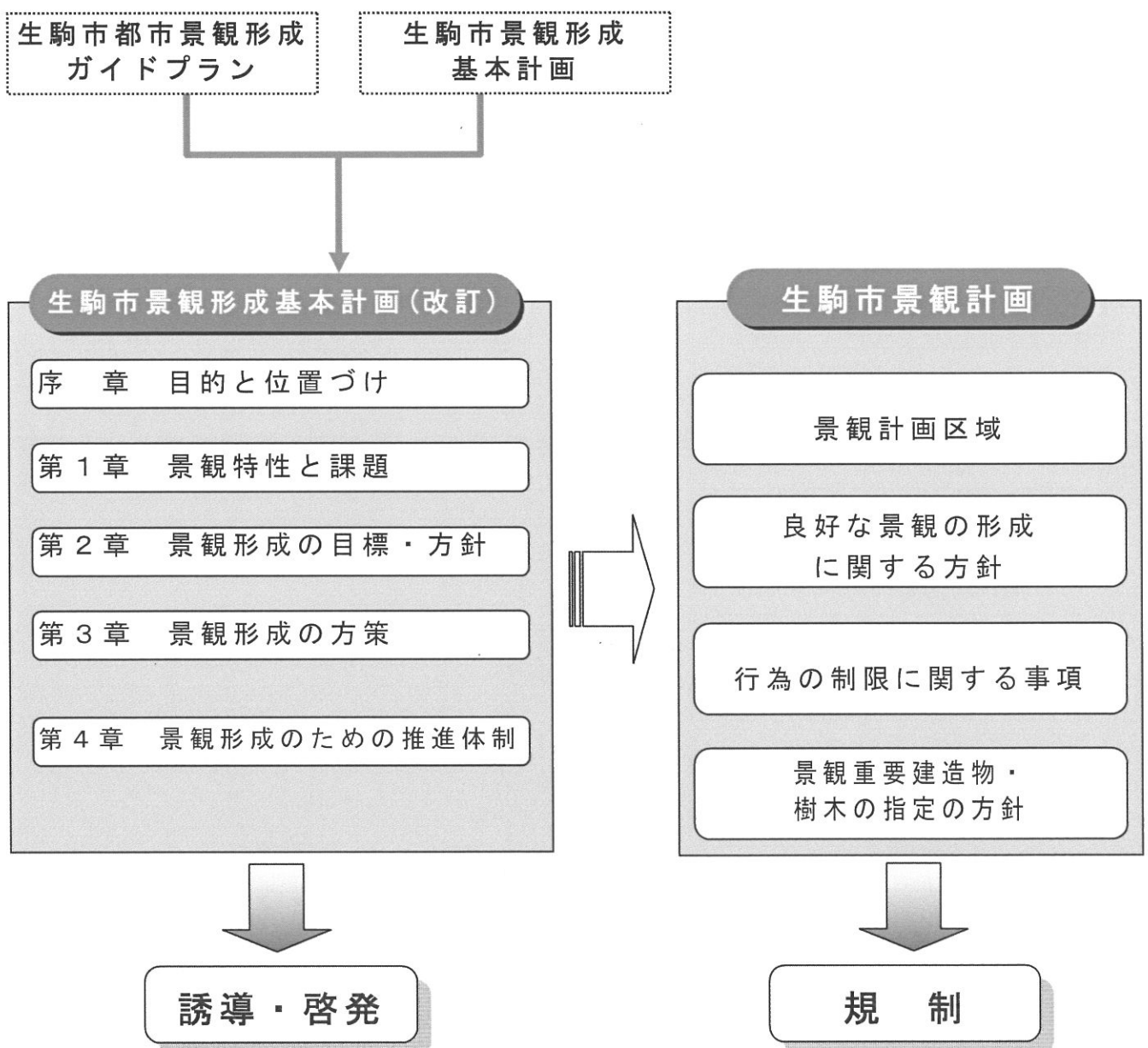
第3回景観計画専門部会

- ・景観と緑の関係について

3 生駒市景観計画の構成（案）について

景観計画の構成案については、第4回景観計画専門部会の中で下記右側の生駒市景観計画をまず策定することとした。

策定後、生駒市景観形成基本計画を策定することとなった。



○ 今後の予定

第4回景観計画専門部会で景観計画の構成について決めたことから、今後の部会の進め方としては、次のとおり検討作業を進めていきたいと考えている。

景観計画に定めていく事項

景観計画の区域

- ・ 法第8条第2項第1号関係

良好な景観の形成に関する方針

- ・ 法第8条第2項第2号関係

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- ・ 法第8条第2項第3号関係

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

- ・ 法第8条第2項第4号関係

良好な景観の形成のため選択して定める事項

- ・ 法第8条第2項第5号関係

景観条例の制定内容

景観計画

- ・ 景観計画の内容
- ・ 景観計画への適合

景観法に基づく行為の規制等

- ・ 届出対象行為(法第16条第1項)

【必須届出対象行為】

- 一 建築物の建築
- 二 工作物の建設等
- 三 開発行為

【選択可能な届出対象行為】

- 一 土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 外観の照明
- 七 火入れ

- ・ 勧告、命令に係る手続(勧告:法第16条第3項、命令:第17条第1項又は5号、)
- ・ 景観重要建造物・景観重要樹木:管理行為の内容等
- ・ 景観重要公共施設:占用の基準等
- ・ 景観審議会
- ・ …等

生駒市景観形成基本計画の策定